

【質問事項】

弊社の機器につきましては、初年度無償保証期間としており、導入後 1 年間は無償で保証対応を行っておりますが、2 年目以降については、有償での保守契約の締結を必須とさせていただいております。つきましては、保守契約の契約方法（契約時期、契約形態、別途契約の可否等）について、事前にご確認・ご教示いただけますと幸いです。

【回答】

保守契約の契約時期は、導入後 2 年目の翌月 1 日からと考えています。例えば、令和 8 年 3 月 20 日に導入した場合は、令和 9 年 4 月 1 日からの保守契約を考えています。

また、契約形態は随意契約で、別途契約となります。